

ふるさと納税の返礼品等の区域内において生じた価値の割合に係る一覧表

公表年月日 令和8年 9月25日

千葉県香取郡多古町

返礼品等の名称	区域内において 生じた価値の割合 (%)	区域内において生じた価値の割合の算出方法 ※ 1				返礼品等の 製造・加工地 ※ 2	地方団体 における 調達費用 (円)	一般販売価格 (円) ※ 3
		標準的な 算出方法	その他の 算出方法					
			その他の 算出方法の詳細	その他の 算出方法とする理由				
豚の角煮	54.3	○				千葉県多古町	4,150	5,820
鶏の焼き味噌漬	51.8	○				千葉県多古町	4,580	5,860
チキンステーキ	58.2	○				千葉県多古町	4,320	6,000
ミルフィーユトンカツ	54.8	○				千葉県多古町	2,500	3,480
ローストポーク	59.4	○				千葉県多古町	3,000	4,160
焼豚	53.3	○				千葉県多古町	4,000	5,660
モツ煮込み	53.5	○				千葉県多古町	4,000	6,610
肩ロース煮豚	53.0	○				千葉県多古町	4,500	6,000
多古ワイン 山ぶどう	67.3	○				千葉県多古町	4,000	3,500
多古ワイン 水色ラベル	75.9	○				千葉県多古町	4,000	3,500
多古ワイン Cidre	78.2	○				千葉県多古町	2,370	1,870
多古ワイン Blanc	81.5	○				千葉県多古町	3,800	3,300
多古ワイン Rose	83.6	○				千葉県多古町	3,170	2,670
多古ワイン Couleur	82.5	○				千葉県多古町	2,480	1,980
多古ワイン Rouge	80.4	○				千葉県多古町	3,470	2,970
金属器（食器、花器、容器）	86.2	○				千葉県多古町	7,200	7,700
ポーションゼリー 16g	54.0	○				千葉県多古町	730	730
ポーションゼリー 21g	54.0	○				千葉県多古町	1,200	1,200
ポーションゼリー 22g	54.0	○				千葉県多古町	1,200	1,200
ポーションプリン 22g	65.0	○				千葉県多古町	2,170	2,170
スパウトパウチゼリー120g	54.1	○				千葉県多古町	220	220
冬の入道雲（はっ酵乳）	51.3	○				千葉県多古町	205	300
ぐうたら蜜バチ（はっ酵乳）	50.6	○				千葉県多古町	180	289
BB-12プレーンヨーグルト（はっ酵乳）	50.4	○				千葉県多古町	157	160
BB-12のむヨーグルト（はっ酵乳）	51.0	○				千葉県多古町	110	138
カル鉄ヨーグルトBB-12（はっ酵乳）	63.3	○				千葉県多古町	49	120
ミルメークミルクコーヒー（乳飲料）	55.4	○				千葉県多古町	139	214
ミルメークミルクキャラメル（乳飲料）	52.9	○				千葉県多古町	138	214
麦芽ゼリー（洋生菓子）	51.0	○				千葉県多古町	108	125
かずさ生乳ヨーグルト（はっ酵乳）	56.6	○				千葉県多古町	76	155
鉄骨筋ヨーグルト（はっ酵乳）	52.2	○				千葉県多古町	92	168

鉄骨筋のむヨーグルト（はっ酵乳）	50.5	○				千葉県多古町	103	168
書籍「育てて楽しむ、ゆるりと整う はじめてのぬか漬けレッスン」	57.4	○				千葉県多古町	1,234	1,760
はちみつカステラ10切	77.5	○				千葉県多古町	1,200	1,200
はちみつカステラ5切	73.1	○				千葉県多古町	650	650
ざらめカステラ10切	79.5	○				千葉県多古町	1,350	1,350
ざらめカステラ5切	75.2	○				千葉県多古町	720	720
名誉総裁賞受賞ざらめカステラ	81.6	○				千葉県多古町	1,790	1,790
橘花栄光章受章抹茶カステラ	74.7	○				千葉県多古町	1,890	1,890
チーズカステラ	70.9	○				千葉県多古町	710	710
抹茶カステラ	71.7	○				千葉県多古町	780	780
チョコカステラ	75.5	○				千葉県多古町	740	740
珈琲カステラ	71.5	○				千葉県多古町	710	710
レモンカステラ	74.9	○				千葉県多古町	740	740
米糍	58.1	○				千葉県多古町	1,500	1,500

※1 区域内において生じた価値の割合の算出にあたって、総務大臣が定める標準的な算出方法を用いた場合は「標準的な算出方法」欄に「○」を記載し、その他の算出方法を用いた場合は「その他の算出方法」欄に「○」を記載した上で、その算出方法の詳細及びその算出方法とする理由を記載すること。

なお、区域内において生じた価値の割合の標準的な算出方法は、下記のとおりであること。

算式

$$(A - B) / A$$

算式の符号

A：当該地方団体による返礼品等の調達費用

B：当該返礼品等の製造・販売等のために当該地方団体の区域外で生じた費用

※2 返礼品等の製造・加工が行われた場所について、国内の場合は都道府県名及び市区町村名（例：○○県○○市）、国外の場合は国名を記載すること。

※3 当該返礼品等を一般消費者に対して販売する際の通常の価格を記載すること。なお、当該返礼品等が非売品である場合には、当該返礼品等の類似製品に係る通常の価格を記載すること。